

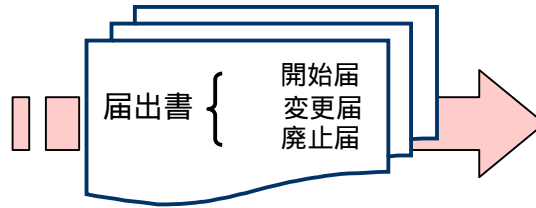
# 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする皆様へ

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」により、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農林水産大臣（農政局又は農政事務所）に開始届を提出する必要があります。



## <届出の手続き>

米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者



「主たる事務所の所在地」を管轄する農政局又は農政事務所に提出



米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農政局又は農政事務所に**開始届**を提出（年間事業規模20精米トン以上の者）

玄米換算では、約370俵（作付面積規模約4.7ha）になります。

開始届を提出せず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は50万円以下の罰金

届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは、遅滞なく農政局又は農政事務所に**変更届**又は**廃止届**を提出

変更又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、20万円以下の過料

届出事業者は、**帳簿**を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負う規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、20万円以下の過料



## 「米穀の出荷または販売の事業を行う者」とは？

生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること（出荷）又は、自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること（販売）を目的として事業活動を行う者をいいます。

したがって、生産者自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく、直接、消費者に販売（産直販売）する場合も含まれます。



## 「年間事業規模が20精米トンを超えるかどうかわからない」

年によって20精米トンを前後する場合等で、年間事業規模を正確に把握できない場合は、届出時点での年間取扱予定数量を記入することにより、予め「開始届」を提出しておけば安心です。



お問い合わせは、お近くの農政局・農政事務所まで

担当窓口	所在地	電話番号	FAX	管轄区域
関東農政局 食糧部消費流通課	330-9722 さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館(6F)	048(740)0100	048(601)0549	埼玉県
関東農政局茨城農政事務所 食糧部消費流通課	310-0061 水戸市北見町1-9	029(221)2186	029(233)9550	茨城県
関東農政局栃木農政事務所 食糧部消費流通課	320-0806 宇都宮市中央2-1-16	028(633)3428	028(633)3410	栃木県
関東農政局群馬農政事務所 食糧部消費流通課	371-0025 前橋市紅雲町1-2-2	027(221)1415	027(221)1283	群馬県
関東農政局千葉農政事務所 食糧部消費流通課	260-0014 千葉市中央区本千葉町10-18	043(224)5615	043(221)0790	千葉県
関東農政局東京農政事務所 食糧部消費流通課	100-0004 千代田区大手町1-3-3(大手町合同庁舎第3号館5階)	03(3214)7313	03(3214)7326	東京都
関東農政局神奈川農政事務所 食糧部消費流通課	231-0003 横浜市中区北仲通5-57(横浜第二合同庁舎)	045(211)1334	045(211)1337	神奈川県
関東農政局山梨農政事務所 食糧部消費流通課	400-0031 甲府市丸の内3-5-9	055(226)6613	055(226)6642	山梨県
関東農政局長野農政事務所 食糧部消費流通課	380-0846 長野市旭町1108(長野第二合同庁舎)	026(233)2994	026(235)1657	長野県
関東農政局静岡農政事務所 食糧部消費流通課	420-8618 静岡市葵区東草深町7-18	054(246)6125	054(246)8812	静岡県